

みんなで学ぼう！ 農業体験

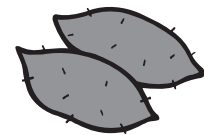
町内の各小・中学校では、地域の農家の方の指導のもと、農作物を育て収穫し、食べることの喜びや農作物を育てる大切さを学ぶ農業体験を行っています。
貴重な体験をした児童や生徒たちはなにを感じたのでしょうか。感想を紹介します。



トウモロコシはもうかやく体験を終えて
大戸小学校 四年一組 加藤 慎ノ介
ぼくは、五年生といっしょにトウモロコシはもうかやく体験をしました。学校から畑まで歩いているときに、「おいしいのかなあ。」とわくわくしました。トウモロコシ畑について、ぼくは、全力で大きなトウモロコシを探しました。そして、六本のトウモロコシをしゅうかくしてから、トウモロコシの皮をむいて試食させてもらいました。ピュアホワイトと味来(みらい)という二種類のトウモロコシを試食しました。今まで食べたことのないおいしさでした。トウモロコシをぼくたちのために育ててくれた地域の方々にお礼を言いたいです。



きつまいものなえをうえたよ
長岡小学校 二年一組 渡部 蓮
ぼくたち二年生は、生活かか時間にさつまいものなえをうえました。六月、いつもやさいづくりについて教えてくれる水野さんとうきょうの方たちからうえたなえをもらいました。まず、かるく土をほって、なえをねかせるようにおきました。そして、ねのところに土をかけてあげました。ぼくは、三本くらいうえました。大きくなると、おいしくいおにもなりますようにとねがいをこめました。
七月、うえたときは二、三まいだったのはつばが十まいぐらになつていました。そのまわりでたくさん草がはえていたので、みんなで力をあわせてぬきました。九月、今では、はたけをあきらめず、らいさつまいものはたけがたくさんあります。みんなの思いがたくさんつまったおいもになつていると思います。早くみんなといっしょにたべたいです。



農業体験から学んだこと
明光中学校 一年二組 金澤 亜美
「この苗を土に植えてください。」と見せられた苗は、とても細く「ちゃんと育つのかな。」と思いました。私は、農業体験を通して、作物を手間暇かけて育てる大切さと達成感を感じる事ができました。
「手間暇かけて作った野菜です。」とスーパーで農家の方が笑顔でコメントしている写真を見ますが、その「手間」には、気温、降水量などたくさん自然条件に立ち向かっていることを改めて知ることができました。また、みるみる成長していく苗を見て、「手間をかけたよかったです。」と思いました。
収穫した野菜は、無農薬で、たくさん光を浴び、とてもおいしく、感謝の気持ちをもって食べることができました。ふだん何気なく食べる野菜は、農家の方のたくさんの力によって支えられていることが分かりました。また、作物が、さらにおいしくなるように、と思う農家の方の気持ちを理解することができました。今後は、家で作物を育ててみたいと思います。

茨城町国民健康保険加入の方へ 国民健康保険限度額適用認定証のご案内

○国民健康保険限度額適用認定証とは
医療機関等を受診するとき、医療費が高額になると、窓口負担額も増加します。その際に、国民健康保険限度額適用認定証※1を医療機関等の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いですむため、窓口負担が軽減される場合があります。自己負担限度額は、国民健康保険に加入している方の年齢や所得区分によって、下記のとおり決められています。国民健康保険限度額適用認定証の発行は窓口で手続きが必要です。
※1 住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

- 国民健康保険限度額適用認定証の交付手続きに必要なもの
- ・国民健康保険被保険者証
 - ・印鑑
 - ・来庁される方の身分証明書
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主及び国民健康保険限度額適用認定証が必要な方の分）
 - ・委任状（別世帯の方が手続きされる場合）

○自己負担限度額 【70歳未満の方】

所得区分		自己負担限度額（月額）	4回目以降の自己負担限度額※4
上位所得者	総所得金額等※2が901万円超	252,600円+医療費※3が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額等※2が600万円超901万円以下	167,400円+医療費※3が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	総所得金額等※2が210万円超600万円以下	80,100円+医療費※3が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額等※2が210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方】

現役並み所得者・一般の方は、国民健康保険高齢受給者証(水色のカード)を医療機関等に提示することで国民健康保険限度額適用認定証の代わりとなりますので、申請は必要ありません。低所得者Ⅰ・Ⅱの方(住民税非課税世帯の方)は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費※3が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%（4回目以降の自己負担限度額※4 44,400円）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※2 総所得金額等とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。
※3 保険診療の対象となる医療費の総額のことです。
※4 過去12か月以内に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額です。

ジェネリック医薬品のご利用を推進しています！

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)